

記入見本

健康保険任意継続被保険者 資格取得伺

決 裁	常務理事	事務長	担当者	任意継続被保険者証記号番号	
				9140	-
健 保 記 入 欄	任意継続被保険者 資格取得時標準報酬月額 月額及び保険料		千円	資格喪失時標準報酬月額	千円
			円	平均標準報酬月額	千円
被保険者加入期間		S・H	医療費などの健保からの還付金が発生した場合の 受取口座を記入		日

任意継続被

被保険者証記号番号		1010	-	1234	健保還元金 の 振込口座	りそな 銀行 吹田 支店 ①普通 ②当座 ③その他 口座番号 1234567
資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和	5年11月1日		資格喪失の際の 標準報酬月額	410	千円
資格喪失時の 事業所	名称	(株)日本触媒		「任意継続被保険者になられることについて」 3.保険料の計算方法 イ.の金額を記入		
	所在地	大阪府中央区高麗橋4-1-1				
初回支払方法(いずれかに○)	毎月払	・	前納払A(半年払)	・	前納払B(年払)	
上記のとおり申請します。「任意継続被保険者になられることについて」を参考に支払方法を選択						
令和	5年11月1日		申請者の	(〒 564 - 0034)		
退職前の事前受付は不可 退職日翌日以降の日付を記入			住所	吹田市西御旅町〇〇 △△マンション 102号室		
			氏名	健保 太郎		
			電話番号	090-XXXX-XXXX		

初回保険料の入金確認後、保険証を発行いたします。

健康保険法第37条の規定による期限(資格喪失の日から20日以内)を経過した後に
申請書を提出する場合には、遅滞した事由を記入すること。

ただし、正当な事由(天変地異、事故等)がなければ受理されません。

任意継続資格取得の手続き

- 1 **事業所担当者**
 - 本人へ説明
 - 健保へ退職日を連絡
- 2 **健保**
 - 「任意継続被保険者へなられることについて」発行
保険料額のお知らせ
- 3 **本人**
 - 「任意継続被保険者資格取得申請書」提出
提出は退職日の翌日以降～速やかに
記入例を参照 支払方法を必ず選択のこと(*注)
(申請書は事業所担当者または健保HPよりダウンロード)
- 4 **健保**
 - 「保険料納付書・領収書」を発行・送付
- 5 **本人**
 - 納付書が届いたら
初回納付期限(退職後20日以内)までに保険料を納付
※初年度は、同じ年度の3月分までの払い込みしかできません。
- 6 **健保**
 - 「健康保険被保険者証」発行
新保険者証が届くまでは、マイナンバーカード保険者証を使用するか、
お持ちでない場合は受診時に任意継続手続き中と申し出てください。
オンライン資格確認で、旧保険者証は「資格なし」となり使えません。
新しい保険者証が到着後、退職前の保険者証・限度額適用認定証などは
すべて健康保険組合へご返却ください。

脱退手続き

任意継続を脱退される方は、健保までご連絡ください。(*注)

- 納付期日までに入金がない場合→納付期日翌日に資格を失います。
- 再就職をした方、途中で国保等に加入を希望する方
→「資格喪失申出書」(健保HPからダウンロード)を提出してください。
- 被保険者が死亡した→健保までお知らせください。
- 加入から2年を経過した方→喪失日の2週間前を目安に「資格喪失証明書」を送付いたしますので、国民健康保険の手続きをしてください。

(*注) 資格喪失時の前納した保険料の還付について

◇就職した場合、死亡した場合

喪失日(就職日、死亡日の翌日)が含まれる月以降の保険料を還付
例)1月10日就職 ⇒ 1月以降の保険料を還付
(資格喪失日 1月10日 1月9日まで保険証は使えます)

◇任意脱退(国保加入・家族の扶養)した場合

任意継続被保険者が資格喪失申出書を提出し、申出が受理された
日の属する月の翌月1日が喪失日となるため、翌月以降の保険料を還付
例)1月10日申出書受理 ⇒ 2月以降の保険料を還付
(資格喪失日 2月1日)